

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 観光振興課

不利益処分の内容	栃木市観光情報物産館の入館の制限
根拠法令等及び条項	栃木市観光情報物産館条例第7条
	根拠条項 栃木市観光情報物産館条例第7条
	参考事項
設定等年月日	平成31年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市観光情報物産館条例抜粋 （入館の制限）</p> <p>第7条 市長は、物産館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を拒否し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。</p>